

「認知症の診断に関する専門部会」の検討状況について

【開催状況】

【令和3年度】令和4年3月10日（木）

- ・ 事故救済制度に係る認知症の診断について
- ・ 診断助成制度の実施状況について
- ・ 精密検査結果報告書の記載について
- ・ うつ病が疑われる方への対応について

【令和4年度】令和5年3月9日（木）

- ・ 事故救済制度に係る認知症の診断について
- ・ 診断助成制度の実施状況について

【議論内容】

1 事故救済制度に係る診断について

- ・ 診断助成制度開始前（平成31年1月27日まで）に国内医療機関で診断を受けている者が事故救済制度に登録できる期限をそれぞれ1年ずつ延長（現在の申込期限は令和6年3月31日まで）した。
- ・ また、第2段階医療機関または認知症疾患医療センター以外の国内医療機関で認知症と診断された者の登録期限についてもそれぞれ1年間延長した（検査費用の助成は対象外）。

2 診断助成制度の実施状況について

- ・ 診断助成制度については、第2段階医療機関がどう機能するかが重要であるため、神戸市医師会においても第2段階医療機関のレベルを保つ工夫をしたい。
- ・ 第1段階で適切に拾い上げが出来ており医師会の先生方のレベルも上がっている。
- ・ 第2段階で認知症と診断された後、今後の人生についてどうしたらいいか分からないという相談が増えている。意思決定については考えていくべき課題である。
- ・ 今後、65歳未満の方が認知症疾患医療センターで軽度認知機能障害（MCI）と診断された場合の費用助成についても検討が必要である。
- ・ 精密検査でのCTで脳腫瘍が見つかり治療に繋がる等の事例もあり、そういった事例も検診の成果として評価されるべき。

3 精密検査結果報告書の記載について（令和3年度）

- ・ 血管障害に関する記載欄は現行のままとし、第2段階医療機関の医師がそれぞれ表現している内容を、曲解することなく解釈し、今後も統計を続けていく。

4 うつ病が疑われる方への対応について（令和3年度）

- ・神戸市医師会から、第1段階の実施医療機関に対する案内としては、うつ病が疑われる方は認知症疾患医療センターまたは専門の医療機関へ回してください、と案内している。
- ・うつ病が疑われる方の対応については、まずは本人に相談窓口（各区保健センター/精神保健福祉センター/こころの健康電話相談/あんしんすこやかセンター）を紹介し、必要に応じて、認知症疾患医療センターの受診や、精神保健福祉センターへの専門相談を勧める。

5 認知症新薬が承認された場合の診断助成制度への影響（令和4年度）

- ・新薬の承認に際し、今後はアルツハイマー病によるものなのか、別の推定病理による認知症であるかといった診断が必要となる。そういった診断にかかる検査に診断助成制度を適用するかどうかについて、検討が必要。
- ・今後アルツハイマー型認知症の患者のうち、アミロイド β が溜まっておらず新薬が使えない患者に対する相談が必要になると想定される。
- ・新たな診療体制にも、認知症神戸モデルが何らかの形で貢献し、早期に投薬すべき人がスムーズに拾い上げられ、治療に結び付き対応できるようになれば、認知症の人にやさしいまちになるのではないかと期待される。